質　問　書

2023 年 10 月 23 日

「（案件名）カリブ地域（広域）東カリブ諸国における水の安全保障に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））」（公示日：2023 年 10 月 11 日／調達管理番号：23a00551）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.12 第2章　特記仕様書 第4条（1）調査の概要 1）調査対象国・機関	本件調査対象国を兼轄している日本大使館は、在トリニダード・トバゴですが、調査対象国としては明示的には含まれていません。同大使館への訪問は有益かつ重要と考えますが、必要ないでしょうか。また、応札者として任意に訪問を提案したとすると、見積額にかなり影響があるとも考えられますが、その点について、どのようにお考えでしょうか。	トリニダード・トバゴは本調査の対象外である為、同大使館への訪問は任意ですがご提案可能です。ご提案の際には、見積額への留意が必要です（予算変更の予定なし）。
2	P12　第 4 条（1）2）調査対象国	7 か国すべて現地調査するには想定 MM が比較的短いように思えますが、第 4 条（1）2）の“想定の国ごと人月比率表を示す。”との記載の通り、**7 か国すべて現地渡航により調査することが前提**でしょうか。また、渡航順序（まず最初にセントルシア国を訪問する等）の制約はなく、**自由な順序提案が可能**という理解でよろしいでしょうか。契約管理ガイドライン改正で航空券も契約金額に含まれることになったため公正な競争を図るため御教示願います。	7 カ国すべての現地渡航を前提としておらず、セントルシア国への訪問のみ必須です。その他対象国への渡航については各自ご提案の一部としてご検討ください。渡航の順序は自由に設定可能です。
3	p.12 第2章　特記仕様書 第4条（1）調査の概要 5）業務履行の承認プロセス	発注者との「最低週1回を目途」とした協議を行うとされていますが、これはすなわち、単純計算では 20 数回の協議回数を意味します。その方	発注者との「最低週1回を目途」とした協議については、メールを主とした協議を行い調査の進捗に応じてオンライン協議を行うことを想定して

		式（対面、オンライン、電話、メール等）について、具体的にご教示ください。	います。
4	P14　第 5 条(8)水分野の帰国研修員	帰国研修員について、各国でのリスト（氏名、所属、連絡先 e-mail など）は、業務開始後に情報共有していただけるのでしょうか。また、本邦研修でどのような研修を受講したのか御教示願います。	個人情報が含まれる為、業務開始後に適宜情報共有する予定です（各国 10 名程度）。
5	p.14 第2章　特記仕様書 第５条（８）水分野の帰国研修員の活用状況及び連携の可能性	本件 TOR に鑑み、帰国研修員へのインタビュー等が重要であると考えますが、研修員名簿等をプロポーザル作成の現段階で共有いただくことは可能でしょうか。	No.4 の回答に同じです。
6	P15　第 5 条(9)将来協力案	今回調査の**後続での協力準備調査**を実施する予定でしょうか。加えて、**案件形成に向けて想定されているスケジュール**があれば御教示頂けますでしょうか。	後続の調査については、本調査を通じて協力の方向性が見えてきた段階で実現の可能性も踏まえ機構内で検討していきます。尚、技術協力の場合は 2024 年度の要請取り付けを想定しています。
7	p.15 第2章　特記仕様書 第５条（９）水の安全保障に貢献する～	アポイントメントは、受注者が自律的に行うとされていますが、案件（契約）開始に伴う、調査団派遣（訪問）にかかる第一報レター等の発出は JICA 事務所にお願いすることは可能でしょうか。	第一報レターの発出は JICA 事務所で対応可能です。
8	p.21　第 3 章　技術提案書作成要領	コンサルタント等の法人としての経験、能力として類似業務の経験の指定がありませんが、コンサルタントから提案するのでしょうか。	類似業務については、分野の指定を行わなくなりました。実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性・類似性に鑑み総合的に評価しますので、コンサルタントより提案をお願いします。

9	p.21 （2）業務量の目途	現地渡航回数：延べ 4 回と記載されておりますが、対象の全 7 か国を延べ 4 回渡航する想定でしょうか？	2 人の 2 回渡航で延べ 4 回の想定です（全 7 カ国への渡航は、想定していません）。
10	p.21 第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書作成に係る要件 （2）業務量の目途	本件は、ランプサム型であり、従事者各自の具体的な動き（旅程）を記載する必要はないと理解しております。すでに受注している旧来型別案件において、従事予定時期が現時点である程度決まっており、その一部が本件の全体契約期間（ないし想定される現地調査予定時期）とダブることが想定されるような場合、その者を本件従事者として、提案書に含むことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。期間の重複があっても、それぞれの契約で依頼している業務を適切に実施頂ける場合は、提案に含めることが可能です。
11	p.23 第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書作成に係る要件 （3）評価対象者の経験・能力等	評価対象者の「業務等従事経歴」について、プロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）p.10 によれば、Ⅰ1.（3）2）サ）「様式４－５（その１）だけでは記載しきれない場合には、様式４－５（その２）に記載してください（上限 10 件）。」となっております。 これは、様式４－５（その１）においては件数に上限はないと理解してよろしいでしょうか。それとも、様式４－５（その１）と様式４－５（その２）の合計で上限 10 件ということでしょうか。ご教示願います。	「様式４－５（その１）と様式４－５（その２）の合計で上限 10 件」としてください。
12	p.24 (4) 2) 構成・分量 及び p.20 （別紙 3）本文上から 2 行目 第 3 章「1.技術提案書の構成」	第 3 章に「1. 技術提案書の構成」が無いため、ここは「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン 2023 年 10 月」の別添資料 9 に記載のページ数上限との理解でよろしい	本件については、P.23「3. 技術提案書作成上の留意点 （2）業務の実施方針等 2）業務実施の方法」の次にある記載「1）及び2）を合わせた記載分量は 10 ページ以下としてください」のとお

		でしょうか。	り、10 ページ以下としてください。 頂いたご指摘を踏まえ、入札説明書を次の通り修正します（2 か所）。 1 P.20「 （別紙 3） 技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項（技術提案書の重要な評価部分）」 （誤）技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「 1 技術提案書の構成 」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと （正）技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「 1 技術提案書作成要領」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと 2 P.24「3. 技術提案書作成上の留意点 （4） 技術提案書の形式等 2）構成・分量」 （誤）上記「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を上限として作成して下さい。 （正）上記「（2）業務の実施方針等」に記載した頁数を上限として作成して下さい。

13	P.24 4. (1) 本案件にかかる業務量の目途	第 3 章には、2.(2)がないため「1. 技術提案書作成にかかる要件（2）業務量の目途」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 P.21「第 3 章　技術提案書作成要領　1. 技術提案書作成に係る要件　（2）業務量の目途」の記載を参照してください。 頂いたご指摘を踏まえ、入札説明書を次の通り修正します（1 か所）。 P. 24「第３章 技術提案書作成要領　４．経費積算に係る留意事項　（１）本案件に係る業務量の目途」 （誤） 「第3章　技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の 目途を参照して下さい。 （正） 「第3章　技術提案書作成要領」の1.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。
14	p.24.4.(2)　別見積、(3)定額計上について	今回、定額計上に安全対策費の記載がありません。安全対策にかかる費用は別見積もりとすることでよろしいでしょうか。また、別見積もりとする場合、安全対策経費について別提案書を提出する必要がありますでしょうか。	別見積もりは想定していません。安全管理費が必要と判断なされた場合は本見積にご計上ください。 （P.25　(9)その他の留意事項については他の案件における記載がそのまま流用されていました。同箇所は削除とさせていただきます。）

15	p.25 (9)その他の留意事項	PNG という記載がありますが本件の対象国ではないのではないでしょうか。ご確認よろしくお願いいたします。	P.25 (9)その他の留意事項については他の案件の記載がそのまま流用されていました。 同箇所は削除とさせていただきます。
16	P25 （9）その他留意事項	冒頭は PNG に宿泊する場合の記載のように見受けられますが、「見積積算上の宿泊料は、24,000 円/泊を用いてください」という指示に変わりはないと理解してよろしいでしょうか。 また経理処理ガイドライン（2023.10 月版）の別添資料３によれば本件対象地域の宿泊費は「領収書による実費精算」とありますため、ランプサム契約であっても宿泊費は実費精算となるとの理解でよろしいでしょうか。	上記 No15 回答と同じです。P.25 (9)その他の留意事項については他の案件の記載がそのまま流用されていました。 同箇所は削除とさせていただきます。 本件では、宿泊費を実費精算することは想定しておりません。渡航国の提案と合わせて、必要と思われる経費を本見積に含めてください。
17	p.25 第3章 技術提案書作成要領 4. 経費積算に係る留意事項 （9）その他留意事項	本件では PNG 国内での宿泊はないと考えますが、以下の記載は本件対象国内での宿泊にも適用されるでしょうか。 「PNG 国内における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、24,000 円／泊を用いてください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。」	上記 No15 回答と同じです。

以 上